

平成 24 年度南陽市農業施策等に関する要望

我が国の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足など、大変厳しい状況にあります。再燃する T P P（環太平洋連携協定）をめぐる問題については、国内農業生産への大打撃が予想されることから断固参加に反対していきます。また、東京電力原発事故による農畜産物の出荷制限・自粛・風評等の被害については、県単位での放射性物質検査調査を継続し、安全性の確立を図り、先行き不安な状況を早期に解消することが求められています。

農業は地域の基幹産業として大変重要な位置を占めると共に、農村社会の維持・発展や農村文化の維持・保全等に大切な役割を担っており、その振興が不可欠であります。

本市の農業は複合経営が主体であり、農外収入を主とする第二種兼業農家が最も多い状況です。高齢化や後継者不足等が進む中で、担い手の育成、地産地消、有機農業の推進などに積極的に取り組まれています。今後とも持続可能な農業経営のため国・県等の事業など各種事業を有効活用し、長期展望に立った継続性のある支援策を必要としています。

農業委員会は、農地行政を担当し、担い手の育成に主眼をおきながら、優良農地の流動化を図り、食料の安定供給に努め、農業者の利益代表機関として農家の生活向上と農村地域振興のため農政活動推進に取り組んできております。

とりわけ、食料自給率向上に向けた意欲ある担い手の確保・育成と優良農地の確保・有効利用は喫緊の課題であり、経営安定対策の早期実現と未利用農地などの地域資源を有効利用するなど遊休農地対策が求められております。

このような状況等から、南陽市の主産業である農業の平成 24 年度の施策については、効率的かつ安定的な農業経営の実現を軸に、農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項の規定により、以下のように要望いたします。

1. 農と食の教育と地産地消の推進について

農業は生きる力の根源であり、いのちの教育をはじめ自然や社会を見つめる目を育てるなど、子ども達の成長にとっても大切なものであります。引き続き南陽市地産地消推進協議会事業を通じ、各学校事業と連携して食育事業を推進するとともに、地場農産物使用を継続し、その他の野菜や果物等の使用を増加させること。

2. 担い手の育成・確保について

- (1) 農業従事者の高齢化や後継者不足により、今後、農業従事者が大幅に減少する

ことが見込まれます。南陽市農業振興協議会の活動を充実し、特に農業後継者の育成及び結婚活動支援を通じ認定農業者の確保を図るとともに、農作業の受託等を行う集団営農組織等の育成をすること。

- (2) 就農を目指す新規就農希望者を地域農業で受入れ育成できる体制を確立するとともに、農業版ハローワーク制度の創設等、多様な労働力確保のために必要な施策・支援を考えること。

3. 有機農業総合支援事業の推進について

- (1) 有機性資源を有効に活用するため、堆肥を活用した土づくりに対し循環型農業促進補助がありますが、新たに堆肥を利用した農産物振興など南陽版「エコエリア構想」を策定し、今後とも事業の価値及び重要性を認識され、引き続き補助支援できるよう予算措置を講じること。また、環境保全型農業直接支援対策の充実を図ること。
- (2) 有機農業推進のための新たな施策として「食の安心、安全」をテーマとした南陽市独自のブランド化推進戦略を構築すること。

4. 鳥獣被害対策について

市内における鳥獣被害対策の実態等について再度調査を行い、組織体制の再編強化を図り実効ある対策を進めること。

5. 耕作放棄地対策等について

- (1) 水稻については将来的に米の価格補償がない状況ではありますが、水田に米を作ることが環境の保全にも大きく貢献しています。ホールクroppや新規需要米の栽培が促進されるよう補助等の支援策を講じること。
- (2) 十分一山ぶどう園等傾斜地果樹園は荒廃が進んでいる状況にあり、市において対策に取り組んでいただいておりますが、歴史的に栽培に適しているのは「ぶどう」であると考えます。省力化栽培で取り組みやすい醸造用ぶどう栽培についてぜひ研究、検討を進めること。

6. 農業と観光について

- (1) 定住人口が減る中で、国内外から多くの来客を得て市民との交流を図り、多面的な魅力を持つ農業の活用が急務であります。農業を理解し自慢する南陽市民の養成への取組や、農業体験などグリーンツーリズムの商品化と南陽市内に道の駅設置の可能性を検討することなど、受け入れ態勢を整備充実させ推進すること。
- (2) 温泉旅館での地元農産品の活用、市内外での観光朝市などイベントや時節に併せた産直販売活動の支援をすること。
- (3) 農業に南陽市の特産物開発につながる赤湯温泉源を利活用した南陽独自の栽培技術研究・開発などを取り入れること。

7. 農地制度及び農業委員会制度の堅持について

農地法等が改正され22年度から本格的な施行となりました。食料自給力を強化するため、その基礎的な資源である農地等を確保し効率的な利用を促進させ、転用規制を厳格化するとともに、貸借規制の緩和によって、幅広く農業参入を認めようというものです。これに伴い、農業委員会の担う許認可等の業務と役割が質量ともに増大しています。新たな農地制度が適正かつ円滑に運用されるよう、農業委員会の活動予算の確保、農地制度・実務に精通した職員の確保・増員など事務局体制強化を講じること。

平成23年11月22日

南陽市長 塩田 秀雄 様

南陽市農業委員会

会長 長澤 武右衛門